



## 犬・猫は正しく飼育しよう！

最近、犬、猫の飼い方等に関する相談が増えてきています。  
一部の飼い主の行動により、地域の皆様が、犬・猫を嫌わないよう飼育マナーを守るようお願いします。

# 1. 放し飼いはやめよう。

犬については、動物愛護法で「柵で囲われた自己の保有地以外の放し飼いは禁止」と明記され、当然のことながら脱走行為を防ぎ、しつけを行い近隣へ迷惑をかけないようにする責任があります。

また、猫についても猫同士のケンカによる怪我、病気や、野良猫との接触による繁殖、他人の財産を傷つけるなどの行為を防ぐため、屋内での飼育が推奨されています。

# 2. 毎年1回狂犬病注射を。

生後91日以上の子犬を新たに飼い始めた方は、その日から30日以内に狂犬病予防注射を受けさせなければなりません。

翌年以降は、毎年1回4月1日から6月30日の間に受けさせましょう。

動物病院で接種したときは、病院で渡された注射済証を市の窓口を持参し、「注射済票」の交付を受けましょう。

# 3. 無責任な餌やりはやめよう。

外にいる猫への無責任な置き餌やまき餌は、猫の糞尿により周囲を不衛生な状態にすることがあり、また、近隣トラブルに繋がりますのでやめましょう。

無責任な餌やりにより繁殖してしまった猫は引き取れません。餌やりをされた方が飼い主となって、ご自身の責任において管理してください。



## 地域猫活動を知っていますか？

猫は人の伴侶動物として、長い歴史をもつ動物ですが、その飼い方は時代とともに大きく変化してきました。特に近年では猫の外飼いや野良猫への無責任な餌やりによる近隣住民間のトラブルが多数発生しています。

このようなトラブルを未然に防止できるように、今の時代に合った猫の飼養・管理の方法について「地域猫活動」という取り組みがあります。

この取り組みに対する出前講座を企画しておりますので、地区で興味があればご連絡ください。

周りの人に  
嫌われたく  
ないわん



猫はお片付けで  
きないにゃ

問い合わせ先

大網白里市地域づくり課 環境対策班

TEL：0475-70-0386

FAX：0475-72-8454